

青森市環境保全シンボルキャラクター使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市環境保全シンボルキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請等)

第2条 キャラクターを使用する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ青森市環境保全シンボルキャラクター使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を青森市長（以下「市長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 青森市が使用する場合
- (2) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) その他市長が適当と認めた場合

2 市長は、申請書の提出があったときは、その内容について審査し、承認することが適当と認められる場合は、青森市環境保全シンボルキャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号。以下「承認通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

3 キャラクターの使用は、無料とする。

(使用承認の有効期間)

第3条 キャラクター使用承認の有効期間は、前条第2項の使用を承認した日から起算して1年間とする。

2 前項のキャラクター使用承認期間満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとする場合は、改めて前条第1項の承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第4条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 環境保全、地球温暖化防止に関連した事業に使用すること。
- (2) 色、形式などを正しく使用すること。
- (3) キャラクターのイメージを損なう展開及び応用使用をしないこと。
- (4) 承認された用途のみに使用すること。
- (5) 必要に応じて市が行う状況確認に協力すること。
- (6) 不適正使用があった場合は、自己責任によりキャラクターをすべて除去すること。

(見本品の提出)

第5条 第2条第1項の承認を受けた者（以下「被承認者」という。）は、当該承認申請

に係る見本品等を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、提出困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

第6条 被承認者は、承認通知書の承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ青森市環境保全シンボルキャラクター使用承認内容変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認をする場合は、第2条第2項の規定を準用する。

(承認の取消し)

第7条 市長は、キャラクターの使用がこの要領及び承認内容に違反していると認められる場合は、当該承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の承認の取消しをするときは、青森市環境保全シンボルキャラクター使用承認取消通知書（様式第4号）により、承認の取消しを受ける被承認者に通知するものとする。

3 前2項の規定により承認を取消された被承認者は、承認取消しの通知があった日以降、当該承認に係るキャラクターの使用、配付、掲示及び販売等をしてはならない。

(使用開始)

第8条 キャラクターの使用開始は、使用を承認した日以降からとする。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、被承認者だった者に損害が生じて、市長はその責めを負わない。

2 被承認者がキャラクターの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市長は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和7年2月20日から施行する。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の青森市環境保全シンボルキャラクター使用取扱要領第2条第1項の規定による承認を受けている者については、この要領の施行の日に改正後の第2条第1項の承認を受けたものとみなして、改正後の第3条の規定を適用する。